

徳島県労働委員会告示第五号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、徳島県病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を令和七年六月二十六日認定したので、次のとおり告示し、令和六年徳島県労働委員会告示第三号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和七年七月八日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

勤務箇所	本局	徳島県立中央病院	徳島県立三好病院	徳島県立徳島北部病院
労働組合法第二条第一号に規定する者	一 病院事業管理者の職にある者 二 局長、副局長、課長、副課長及び課長補佐の職にある者 三 総務課の人事、給与又は労務を担当する係長、主任、主任主事及び主事の職にある者 四 総務課の政策調整を担当する係長（担当リーダーである係長に限る。）の職にある者 五 経営改革課の係長（担当リーダーである係長に限る。）の職にある者	一 病院長、副院長及び院長補佐の職にある者 二 事務局長、事務局次長及び課長補佐（労務を担当する者のうち担当リーダーである課長補佐に限る。）の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 薬剤局長及び薬剤局次長の職にある者 五 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 六 看護局長及び看護局次長の職にある者	一 病院長、副院長及び院長補佐の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長（二人以上の看護局次長が置かれている場合にあつては、病院長の指定する看護局次長に限る。）の職にある者	一 病院長及び副院長の職にある者 二 事務局長及び事務局次長の職にある者 三 医療局長、医療局次長及び部長の職にある者 四 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 五 看護局長及び看護局次長の職にある者